

日時：平成30年1月24日（水）13：30～16：30

場所：日本薬剤師会会議室

講義1 学校薬剤師活動等に関する最近の話題

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課

健康教育調査官 小出彰宏先生

室内空気感染に係わるガイドライン（案）

追加項目 2-エチル-1-ヘキサノール、テキサノール、TXIBの3項目

基準値変更 キシレン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの4項目が変更

学校環境衛生基準の改正（案）

1. 温度の基準

10℃以上、30℃以下であることが望ましい

↓

17℃以上、28℃以下であることが望ましい

学校環境衛生基準又は建築物衛生管理基準の同じ項目についての基準は、厳しい方を遵守する。基準で「～であること」の表現があるものは、遵守しないと健康被害が生じる可能性があり、他省の法令で規制がかかっており、学校側でコントロールすることができるものである。

2. 温度、相対湿度及び気流の検査方法（案）

温度、相対湿度はアスマン通風乾湿計を用いて測定することとなっていたが、改正案では、0.5度目盛の温度計、湿度計を用いて測定する。気流も0.2m/秒以上の気流を測定することが出来る風速計を用いて測定する。

3. 浮遊粉じん（案）

無くする方向であったが、文科省との協議で不可能となり、改正案として「検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することが出来る」という内容が追加になる

4. 照度

教室でタブレットを使用するケースが多い為、「コンピュータ教室等」から「コンピュータ等を使用する教室等」と改正

5. 飲料水の水質（有機物等）

過マンガン酸カリウム消費量が削除

6. 机、いすの高さ

検査項目が削除

7. 水泳プールの水質（有機物等）

検査項目の「過マンガン酸カリウム消費量」が基準に移行

8. 総トリハロメタン

備考に「プール水を1週間に1回以上換水する場合は、検査を省略することができる」を追加

講義2 個人輸入禁止のスマートドラッグと医療用大麻の世界事情

東京薬科大学 安田一郎先生

「頭がすっきりする」「記憶力向上」などの「効果」をうたい、インターネットを通じて個人輸入されている「スマートドラッグ」27品目を厚生労働省は、原則禁止とすることを決めた。

規制されることになった医薬品は、ピラセタム（てんかん薬）やアトモキセチン（注意欠陥・多動性障害治療薬）、シチコリン（意識障害改善薬）などの27品目であるが、海外で薬を処方された人が来日する時に持ち込むことは認められている。海外では、スマートドラッグは医薬品以外の栄養食品、サプリメント、健康食品などとして販売されている。日本では、本来、てんかん患者に脳機能調整の目的で用いられる「ピラセタム」を個人輸入し保護者が子供に服用させているという報道もあり、子供の心身の正常な発達を妨げる恐れがあり、継続的に服用すると、乱用、あるいは他の強い薬物への乱用に繋がるおそれがある。スマドラには依存性のある医薬品があり、子供が服用する可能性を考えると、文部科学省と連携し、児童・生徒やその保護者に対して適正な使用に関する啓発を早急に行う必要がある。

今期の学校薬剤師部会の活動等について

1. 今期重点（課題）に学校給食衛生管理の周知・徹底が追加された
2. 学校薬剤師研修会（ブロック研修会）と学校環境衛生研究協議会を統合し、学校薬剤師フォーラムを開催する

報告者 沖田敏宜